

「建物及び工作物移転補償額算定要領」の一部改正 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(<u>廃材運搬費及び廃材処分費の算定方法等</u>)</p> <p>第14条 建物要領第6条第2項二に規定する廃材運搬費及び同項四に規定する廃材処分費の算定及び<u>廃材処分単価等の認定に当たっては</u>、別添5「<u>廃材運搬費及び廃材処分費の算定方法について</u>」及び別添6「<u>廃材処分単価及び廃材処分費の運搬距離の認定方法について</u>」によるものとする。</p> <p><u>(別添6)</u></p> <p><b><u>廃材処分単価及び廃材処分費の運搬距離の認定方法について</u></b></p> <p><b><u>1. 廃材処分単価の認定について</u></b></p> <p>(1) <u>廃材処分単価については、原則として、地区ごとに定めるものとし、産業廃棄物税の取扱いが異なる等、都府県ごと又は地区ごとに定めることが妥当と認められる場合は、都府県ごと又は地域ごとに定めることができるものとする。</u></p> <p>(2) <u>廃材処分単価については、原則として、毎年度見積等を徴するものとし、見積等の徴取先については、各地区の判断により行うこととする。なお、月刊建設物価〔(一財)建設物価調査会〕、季刊建設コスト情報〔(一財)建設物価調査会〕等に掲載された単価がある場合はそれらを採用できるものとする。ただし、これらにより難い場合は、地域の実態に応じて廃材処分単価を定めることができるものとする。</u></p> <p>(3) <u>見積等による廃材処分単価の認定に当たっては、原則として、以下のとおりとする。ただし、これにより難い場合は、地域の実態に応じて別の方法により廃材処分単価を定めることができるものとする。</u></p> <p><u>(一) 以下(二)、(三)のうち異常値の数が少ない方を採用し、異常値を除いた見積価格の平均値を認定する。</u></p> <p><u>(二) 徴した見積等の総平均に対し、3割以上の差がある見積価格を異常値として認定する。</u></p> <p><u>(三) 徴した見積等の総平均に対し、標準偏差(1σ:1シグマ)以上の差がある見積価格を異常値として認定する。</u></p> <p>(4) <u>廃材処分単価の端数処理については、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(一) 100円未満のとき、1円未満切り捨て</u></p> <p><u>(二) 100円以上10,000円未満のとき、10円未満切り捨て</u></p> <p><u>(三) 10,000円以上のとき、100円未満切り捨て</u></p> <p>(5) <u>廃材処分単価の認定額は、立方メートルあたりの処分単価(円/m<sup>3</sup>)又は重量トンあたりの処分単価(円/t)とする。</u></p>	<p>(<u>廃材運搬費及び廃材処分費の算定方法</u>)</p> <p>第14条 建物要領第6条第2項二に規定する廃材運搬費及び同項四に規定する廃材処分費の算定<u>方法</u>は、別添5「<u>廃材運搬費及び廃材処分費の算定方法について</u>」によるものとする。</p> <p>(新規)</p>

## 2. 廃材運搬費の運搬距離の認定について

(1) 廃材運搬費の運搬距離については、原則として、地区ごとに標準的な距離を定めるものと、地域の実態により、都府県ごと又は地域ごとに定めることが妥当と認められる場合は、都府県ごと又は地域ごとに定めることができるものとする。ただし、標準的な距離により難しい場合は、地域の実態に応じて運搬距離を定めることができるものとする。

(2) 標準的な距離の認定に当たっては、原則として、市町村役場等※から廃材処分場までの距離を算定基準として、その総平均により認定する。ただし、これにより難しい場合は、地域の実態に応じて標準的な距離を定めることができるものとする。

※市町村役場等とは、市町村役場等の官公署のほか、事業箇所を含むものとする。

(3) (1)、(2)で定めた標準的な距離については地域の実態を把握の上、各地区判断により、適宜見直しを行うことができるものとする。